

【高松市伝統的ものづくり振興条例】

ものづくり産業

高松市伝統的ものづくり

盆栽, 漆器, 庵治石

香川県指定
伝統的工芸品

その他審議会
認定業種

上記の3つの事業所・事業者を
「高松市伝統的ものづくり振興条例」で定義する。



農業

機械製造業



映像



通信



うどん



しょうゆ豆

基本的施策

人づくりの推進

事業環境の整備等

普及啓発

ブランド力の向上
販路の開拓

事業者等に
対する支援

表彰

具体的事業例

- ・人材育成県外派遣事業
- ・夏休み伝統的ものづくり親子体験教室
- ・学校巡回教室
- ・伝統的ものづくりパンフレット制作
- ・シンポジウムの開催
- ・見本市、都市圏・海外展示会への出展

伝統的ものづくり 振興審議会

伝統的ものづくり振興に係る
具体的施策・事業等の
協議・評価等を行う。

